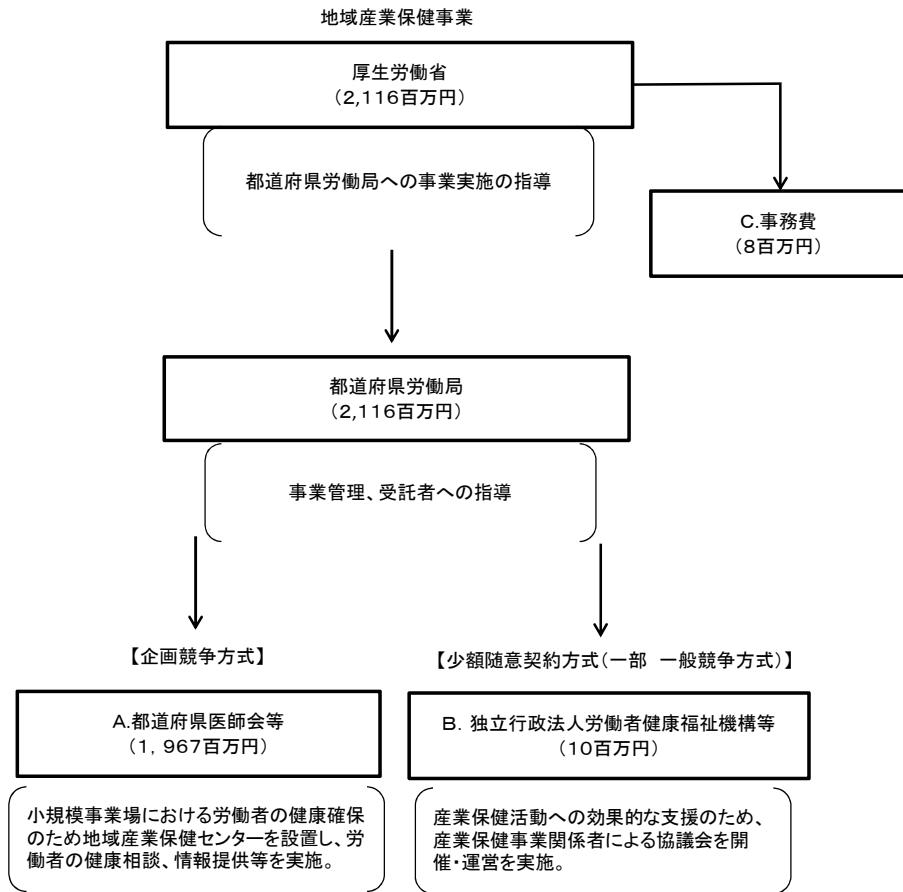


平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	地域産業保健センターの整備事業		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成5年度開始		担当課室	労働衛生課		泉 陽子		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第19条の3		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	産業医の選任義務のない、使用する労働者が50人未満の小規模事業場に対して、健診結果に基づく医師の意見聴取等、労働安全衛生法に規定する労働者の健康管理を実施するのに必要な産業保健サービスを提供することにより、小規模事業場の労働者の健康確保を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	小規模事業場における労働者の健康確保のため、地域の医療機関等を活用し、労働安全衛生法第19条の3に規定されている小規模事業場における労働者の健康管理に係る国の援助として、健診結果に基づく医師の意見聴取への対応等を行う。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	2,389	2,032	2,125	2,230		
	執行額	2,229	1,914	1,986				
	執行率 (%)	94%	94%	93%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	健康相談の年間利用人数を、85,129人以上とする。(平成24年度は、予算増を勘案し87,825人以上、平成25年度は92,216人以上とする。)			人	68,653	83,895	105,868	92,216
			達成度	%	80.6	98.6	120.5	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	事業場訪問及び医療機関等における健康相談等の実施回数を、30,178回以上とする。(平成24年度)(平成25年度は31,748回以上とする。)			回	— ( — )	28,862 (10,127)	30,624 (30,178)	— (31,748)
	単位当たりコスト		算出根拠	単位当たりのコスト=執行額/相談窓口利用者数 執行額 2,064百万円 健康相談等利用人数 105,868人				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	行政経費	9		平成25年度限りの事業				
	委託費	2,221						
計	2,230							

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	・産業医の選任義務のない小規模事業の労働者に対する健康診断後の事後措置の実施率は、依然として低調であるが、我が国の業務上疾病の約7割が50人未満の小規模事業場で発生しており、国費を投入して小規模事業場の労働者の健康管理を推進する必要性は高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	・経営基盤の脆弱な小規模事業場の労働者の健康確保のためには、国としての支援が必要である。 ・労働安全衛生法第19条の3に基づき、産業医の選任義務のない小規模事業場の労働者の健康の確保に資するため、必要な援助として、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	・平成25年4月～平成30年3月までの5年間を計画期間とする「第12次労働災害防止計画」において、講ずべき施策として、「健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減」が掲げられており、小規模事業場の労働者の健康診断実施後の事後措置等の健康管理の徹底を推進するためには、本事業の一層の推進が求められており、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	・本事業は、医師を実施者とした高度の医学的知見を要する専門的なものであり、産業医等の実務に精通した事業者から、保健指導や面接指導等の具体的な内容や実施方法等について、専門的な知識やノウハウに基づいた企画提案を得なければ実施できないため、企画競争により契約先を選定している。 ・また、産業保健事業の効率的・効果的実施のための産業保健事業関係者による協議会の運営については、少額随意契約が可能な額であり、協議会の効率的かつ円滑な運営の観点から、産業保健事業関係者と契約を締結している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	・本事業は、作業関連疾患等の疾病を予防するために、小規模事業場の労働者の健康管理を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出することは妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	・平成22年度から、事業場周辺の地域の医療機関における活動を推進し、効率的な事業運営を図っている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	・委託費は、主として、小規模事業場の労働者に対する健康診断後の対応や長時間労働者に対する面接指導等の産業保健業務に使用されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	・平成24年度の活動実績は、目標を上回っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	・小規模事業場の事業主及び労働者に対し、直接産業保健サービスを提供しており、事業の成果は十分活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名	・小規模事業場の労働者の健康管理に関する事業として、小規模事業場産業医選任促進事業費補助金事業が実施されていたが、平成22年度で廃止した。(3年間の経過措置として24年度まで事業を実施。)		
	364	小規模事業場産業医選任促進事業費補助金	厚生労働省労働基準局安全衛生部			
点検結果	<p>産業医の選任義務のない小規模事業場の産業保健活動を充実させるために必要な事業であり、地域による偏りを無くすために国が実施すべき事業であると考え、契約については、産業保健サービスを効果的・効率的に提供するために地域の主要産業等の実状を考慮する必要がある。</p> <p>また、平成22年度から契約方法等を変更したことで、現場で混乱が生じたが、平成24年度は、医師会等に対する説明を十分に行い連携を図り、事業の促進を図ったことにより、本事業における活動等は成果目標及び活動指標を達成しており、充実してきている。</p> <p>そこで平成25年度は、引き続き、医師会等に対する情報提供や照会事項への説明を十分に行うこと等により、産業保健事業の実施体制の強化を図り、産業保健活動の質を維持することとしたい。</p> <p>なお、産業保健活動を支援するための事業について、職場でのメンタルヘルス対策に重点化するとともに、小規模事業場における総合的な労働衛生管理対策を早急に実施する必要があるという観点から、平成26年度に向けて産業保健活動を支援するための事業の見直しを行っているところであり、本事業についても体制や支援内容を見直す必要がある。</p>					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
-						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
廃止						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	650-3	平成23年	0927	平成24年	0795	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何をやっているかについて補足する)  
(単位:百万円)

A.社団法人東京都医師会(地域産業保健事業)			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金	健康相談窓口等謝金	64.4			
旅費	健康相談窓口等旅費	5.3			
庁費	健康相談窓口開設等経費	20.2			
管理運営費	運営・問題協議会等経費	2.7			
消費税	消費税	4.1			
計		96.7	計		0
B.独立行政法人労働者健康福祉機構(地域支援事業在り方協議会)			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	※百万円未満のため記載せず。				
計		0.00	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A. 地域産業保健事業

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	社団法人東京都医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の意見聴取等を実施	97		
2	独立行政法人労働者健康福祉機構	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の意見聴取等を実施	93		
3	公益社団法人神奈川県医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の意見聴取等を実施	85		
4	社団法人北海道医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の意見聴取等を実施	78		
5	社団法人福岡県医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の意見聴取等を実施	70		
6	社団法人広島県医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の意見聴取等を実施	58		
7	社団法人新潟県医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の意見聴取等を実施	52		
8	社団法人兵庫県医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の意見聴取等を実施	51		
9	社団法人静岡県医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の意見聴取等を実施	48		
10	社団法人茨城県医師会	小規模事業場において地域の医療機関等を活用し、健診結果に基づく医師の意見聴取等を実施	48		

B. 地域支援事業在り方協議会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人労働者健康福祉機構	北海道における協議会の開催・運営業務	0.7	随意契約	
2	独立行政法人労働者健康福祉機構	香川県における協議会の開催・運営業務	0.7	随意契約	
3	独立行政法人労働者健康福祉機構	兵庫県における協議会の開催・運営業務	0.6	随意契約	
4	独立行政法人労働者健康福祉機構	岩手県における協議会の開催・運営業務	0.6	随意契約	
5	独立行政法人労働者健康福祉機構	熊本県における協議会の開催・運営業務	0.5	随意契約	
6	独立行政法人労働者健康福祉機構	沖縄県における協議会の開催・運営業務	0.5	随意契約	
7	独立行政法人労働者健康福祉機構	山形県における協議会の開催・運営業務	0.4	随意契約	
8	社団法人宮城県医師会	宮城県における協議会の開催・運営業務	0.4	随意契約	
9	独立行政法人労働者健康福祉機構	鹿児島県における協議会の開催・運営業務	0.4	随意契約	
10	独立行政法人労働者健康福祉機構	茨城県における協議会の開催・運営業務	0.4	随意契約	